

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月19日
【会社名】	ネオス株式会社
【英訳名】	Neos Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 昌史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地 1
【電話番号】	03 - 5209 - 1590 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員企画部長 中野 隆司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地 1
【電話番号】	03 - 5209 - 1590 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員企画部長 中野 隆司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

- 平成24年6月1日
- 平成24年7月13日(取締役会決議日)
- 平成24年8月22日(取締役会決議日)
- 平成25年4月5日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

特別利益の発生(抱合せ株式消滅差益の計上)

連結子会社カタリスト・モバイル株式会社の吸収合併に伴い、当社が受入れた合併効力発生日(平成24年6月1日)における被合併会社カタリスト・モバイル株式会社の純資産と、当社が保有する同社株式の帳簿価額との差額が発生しましたので、当該差額を抱合せ株式消滅差益として特別利益に計上いたしました。

特別損失の発生(減損損失の計上)

当社および連結子会社が保有する固定資産のうち、収益性が低下し将来使用見込みがなく廃棄される可能性が高いものについて遊休資産としてグルーピングし回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

特別損失の発生(子会社清算損の計上)

連結子会社メディアキューブ株式会社の清算に伴い、当社が保有する同社株式、転換社債型新株予約権付社債、当社から同社向けの貸付金等を債権放棄等により、子会社清算損として特別損失に計上いたしました。

特別損失の発生(減損損失の計上)

当社が保有する固定資産のうち、収益性が低下し将来使用見込みがなく廃棄される可能性が高いものについて遊休資産としてグルーピングし回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成25年2月期に以下の特別利益、特別損失を計上しております。

- 個別決算：特別利益(抱合せ株式消滅差益)208百万円
- 個別決算：特別損失(減損損失)181百万円、連結決算：特別損失(減損損失)333百万円
- 個別決算：特別損失(子会社清算損)125百万円
- 個別決算：特別損失(減損損失)99百万円、連結決算：特別損失(減損損失)99百万円

以上